

# 教育訓練費の返還について

(問) 業務上必要な資格を取るため、受講料を全額会社が負担して夜間学校に通わせた労働者が、



資格を取得した1年後に退職を申し出ました。就業規則には資格取得後の勤務日数に同じ、教育訓練費を返金させる規定があり、返金請求を行う予定ですが可能ですか。

(答) 労働基準法では、

労働契約の不履行について違約金を定めたり、損害賠償額を予定する契約をすることが禁止されています。(労働基準法第16条) これは労働契約期間の途中で退職したときに違約金を定めたり、労働契約の不履行や労働者の不法行為に対して一定額の損害賠償を支払わなければならないことにより労働者の足止め策に利用され、雇用契約の継続強制につながるからです。

(労働契約不履行においても実損害に応じた損害賠償は認められます) そこでお尋ねの件ですが、「資格取得後の勤務日数に応じ教育訓練費を返還させる」ことが、雇用継続の強制にならないかということが問題となります。

資格取得や留学費用の退職に伴う返還などについて

いての裁判例は数多くありますが、業務命令によるものか、立替金であるか、消費貸借であるか、返済方法を定めているかなどにより、雇用の継続について不当な強制があるかどうか判断されています。

法的には、  
①会社が負担するが、一定期間の就労により返還を免除する。  
↓ ×

16条違反の疑い(返還免除にならない場合、雇用継続の強制になる)

②純然たる労働者に対する貸与契約であり返還義務はあるが、一定の場合免除する。  
↓ ○

という整理ができるでしょう。

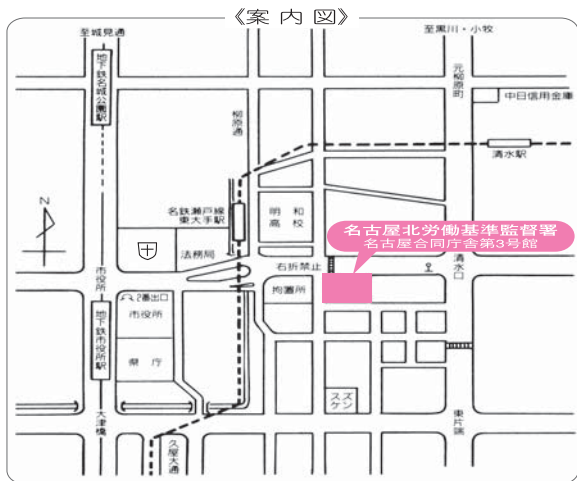
現状、御社における規定は、雇用の強制の意図が強いかわかりませんが、

法令に反しているおそれがあります。

しかしながら、高額な費用を支払って資格を取らせるのに、資格を取らさず退職されるといのは、企業にとって困りますという声がかかるのは当然のことです。そこで、御社におかれ

では、②により講習費用は純然たる消費貸借契約によることとして労働契約とは切り離し、返済方法を定めるなど返還義務を明確にし、資格取得後一定期間勤務した場合にその義務を免除するという取り決めにしたほうがよいでしょう。

## 名古屋北労働基準監督署の庁舎ご案内



〒461-8575 名古屋市東区白壁1-15-1  
名古屋合同庁舎第3号館

駐車場のスペースが限られておりますので、なるべく、  
地下鉄、バス等をご利用ください。  
地下鉄：市役所駅2番出口(徒歩6分) が便利です。  
バス：清水口停留所(徒歩4分)  
名鉄：東大手駅(徒歩4分)